

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年3月31日

横浜市契約事務受任者  
港湾局長 中野 裕也

1 契約の概要

沈没した浮さん橋の緊急修繕（引揚げ及び復旧）

2 履行場所

中区山下町1丁目地先及び請負人施設

3 契約日

令和3年10月8日

4 履行日又は履行期間

令和3年10月9日 から 令和4年3月24日まで

5 契約金額

30,360,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市鶴見区安善町一丁目3番地  
東亜鉄工株式会社 代表取締役 藤本 好由

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該浮さん橋は、港務艇の一時係留や山下公園前で開催されるボートレースの際の乗下船場所として使用されていますが、老朽化のため沈没してしまいました。そのままにしておくと周辺を航行する船舶等に被害を与える危険があため、随意契約により引揚げ、併せて応急修繕を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

近隣に所在しており、かつ、過去に港湾局所有のポンツーンの修繕工事の実績があり、本現場に精通し迅速に対応できるため。

9 所管課

港湾局港湾管理部水域管理課